

○草津市健康づくり推進協議会設置条例

昭和56年4月1日

条例第14号

改正 平成25年3月29日条例第4号

平成25年10月24日条例第36号

令和4年12月22日条例第32号

(設置)

第1条 市民の健康の維持および増進に関する事項を協議するため、草津市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める健康増進計画、食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育推進計画および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める特定健康診査等実施計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業の推進に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年10月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年12月22日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の草津市健康づくり推進協議会設置条例第1条の規定により設置された草津市健康づくり推進協議会は、改正後の草津市健康づくり推進協議会設置条例第1条の規定により設置する草津市健康づくり推進協議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

（草津市附属機関設置条例の一部改正）

3 草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市食育推進計画策定委員会の項および草津市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定委員会の項を削る。